

有効期間 10年(令和17年12月31日まで)

令和7年12月18日

各部長・参事官 様
各所属長

警察本部長
(交通規制課)

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について (通達)

緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出事務及び確認事務等については、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について(令和5年8月22日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)により事務処理を行っているところであるが、令和7年12月15日から、警察行政手続オンライン化システムの運用が開始されたことに伴い、別添のとおり事務手続要領の一部を改正し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の発出をもって廃止する。

本件担当
交通規制課規制第一係
[Redacted]

有効期間10年(令和17年12月31日まで)

令和7年12月18日

緊急通行車両の確認等 に係る事務手続要領

【凡例】

- 「災対法」 : 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 「災対法施行令」 : 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）
- 「災対法施行規則」 : 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）
- 「大震法」 : 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
- 「大震法施行令」 : 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）
- 「大震法施行規則」 : 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）
- 「原災法」 : 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
- 「原災法施行令」 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）
- 「国民保護法」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
- 「国民保護法施行令」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
- 「緊急交通路」 : 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「標章」 : 災対法施行規則別記様式第 4 の標章又は大震法施行規則別記様式第 7 の標章
- 「証明書」 : 災対法施行規則別記様式第 5 の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第 8 の緊急輸送車両確認証明書

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第1 目的

この要領は、災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 制度の概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施することとされている。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができる。

2 確認の対象とする車両

緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとされているところ、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

前(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用

される車両、災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両又は内閣府において「災害対応車両登録制度」に登録された災害対応車両及び災害対応車両調整法人が配車調整を行う災害対応車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得るものとする。

3 確認手続に係る留意事項

災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

前(1)にある者が、緊急通行車両であることの確認を受けるときは、災対法施行規則第6条第1項に基づく申出書等の提出により行うことから、これを受理すること。

これにより緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を原則として申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

証明書等の交付を行った場合は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を当該所属に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録(車両)番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号(以下「交付番号」という。)を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度(西暦)の下2桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所(所属等)の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署

の場合は警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にあつては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、交通検問所での交付の際は別途交通規制課が通知する数字を付すこととする。

交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

- 1 災対法に基づく緊急通行車両
- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

当該所属における5桁の一連番号を付すものとする。

なお、一連番号は年度ごとに付すものとする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として前2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載するものとする。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策に当たることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例

による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する前2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出の受理は、原則として当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において当該確認を行うものとする。

ただし、申請者の利便性向上を鑑み、事情により当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（いずれも当県におけるものに限る。）において確認を受けたい旨申出がある場合は当該申出を受けた警察署において確認することができるものとする。

この場合、確認した警察署における交付番号が付されることから、当該車両の確認に係る記録については、確認した警察署において保管・管理すること。

また、災害発生時に標章及び証明書の交付を取り扱うこととなっている分庁舎又は交番において、災害発生前においても確認等を取り扱うことができるものとする。この場合、交付番号付与等の管理は所属で統一のものとする。

なお、警察行政手続オンライン化システム（以下「システム」という。）の運用開始後は、当該確認等に係る手続のうち別表に掲げるものについては、システムを使用して申出を行うことが可能であることに留意すること。

5及び6並びに第3の4及び5において同じ。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(エ) 留意事項

原則として申出時に添付を求める(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないように留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが前(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び前(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、前(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示（システムにより当該確認の申出を受けた場合にあっては、届出済証の写しの添付）を求めて内容を確認する。

申出に必要な書類は前(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるに当たり、添付書類はすでに提出済であることから、申出書及び届出済証のみで足りるものとし、届出済証は当該確認をもって返納を受けること。この場合、交通部交通規制課に当該確認申出書の写しを添付し届出済証を送付すること。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害発生時等において、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

災害発生時等における緊急通行車両であることの確認の申出の受理は、警察本部、警察署又は交通検問所において行うものとする。この場合において、確認の申出先が当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県以外でもよいことに注意すること。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、災害発生時等においても可能な限り警察本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行うこと。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 車検証の写し

前4(2)イ(ア)と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

前4(2)イ(イ)と同様とする。

ウ 事務の合理化

前4(2)ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することが

できることとされているため、適切に対応すること。

例) 災害発生時に、指定行政機関等からの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急ぎよ使用せざるを得ない場合等。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

届出済証の交付を受けている車両の使用人から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、当該届出済証を提示（システムにより当該申出を受けた場合にあつては、当該届出済証の写しを添付）させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については前(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては前4(3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

前4(4)と同様とする。

6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の届出があつた場合は、当該標章及び証明書と共に、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させるものとする。

記載事項変更の際には、変更後の内容を記載した標章又は証明書を新たに作成するものとし、交付していた標章又は証明書を回収して申出者に変更後の標章又は証明書を交付し（システムにより当該届出を受けた場合にあつては、変更前の標章及び証明書は、変更後の標章及び証明書の交付に併せ提出させる）、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。申出先は原則として、当該車両の標章及び証明書の交付を行った警察署とするが、災害発生時等において当該車両の派遣先であるなどの事情がある場合は、その旨申出を受けた警察署とする。

この場合、取扱い警察署から当該車両の標章及び証明書の交付を行った警察署に關係書類を送付し、前記及びその経緯を緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄に記載するものとする。

(2) 標章及び証明書の再交付

標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があつた場合は、残存する標章又は証明書と共に災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に

標章及び証明書を交付する（システムにより当該申出を受けた場合にあっては、残存する標章又は証明書は、再交付する標章及び証明書の交付に併せ提出させる）ものとする。

この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

申出先等については、前(1)と同様とする。

(3) 標章及び証明書の返納

標章及び証明書の交付を受けた者から次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた警察署に返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、交通検問所における効率的な人員配置に資するなどのため、カウンターを活用するなどして、規制除外車両と併せて緊急交通路における通行日、時間帯、場所及び通過台数を別記様式第2の緊急通行車両等通過台数集計表により把握すること。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

前1の規制除外車両については、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものとする。

(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

4 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の取扱要領

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、当該車両に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者が行うものとする。

イ 事前届出先

届出先については、前第2の4(1)と同様とする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 規制除外車両届出済証の交付等

ア 規制除外車両届出済証の交付

事前届出を受理し、提出された書類に不備がないと認められたときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

(ア) 除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又

は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返還

除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返還させること。

ウ 事前届出の処理経過

警察署長は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

警察署長は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の車検証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

(1) 申出先については、前第2の5(1)と同様とする。

(2) 除外届出済証の交付を受けている車両の使用者から規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には当該除外届出済証を提示（システムにより当該申出を受けた場合にあっては、当該除外届出済証の写しを添付）させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めて当該確認を行うものとする。

(3) 規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、前第2の3(3)と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として前2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。

交付に際しては、別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁からの指示がある場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。

(4) 事前届出に基づき除外届出済証の交付を受けている車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、前第2の5(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び前2(1)～(4)に応じた4(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

7 事前届出における留意事項

規制除外車両の確認に係る事前届出において、その確認に直接影響しない、申請者名の名称の変更や同一警察署管内における申請者住所の変更については、再度の事前届出を要しないものとする。これにより、災害時の確認事務及び確認標章交付事務において、事前届出済証等と申出内容に記載内容の相違がある場合が想定されるが、制度の趣旨を鑑み、事実確認が他の方法で可能な場合は、確認手続においても疎明資料の添付を求めないこととするので、届出者に不要の負担を強いることのないよう留意すること。

なお、届出者が前記内容を理由とする旧届出済証の返納及び再度の事前届出を希望する場合は、これを受理するものとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、前第2及び第3の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

大震法施行令に基づく緊急輸送車両のみでの確認の申出があった場合は、その対応について交通規制課と連絡調整するものとする。

なお、通常は緊急通行車両であることの確認も同時に行われると考えられることから、その場合は後の(3)のとおり対応するものとする。

交付に際しては、別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 規制除外車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いは行わない。

第5 標章、証明書、及び除外証明書の管理

標章、証明書、及び除外証明書（以下「標章等」という。）の管理は次により行うこととする。

1 標章等の管理責任者等

(1) 標章等の係る警察本部における管理責任者は交通規制課長及び高速道路交通警察隊長とし、取扱責任者は交通規制課担当課長補佐及び高速道路交通警察隊副隊長とする。

(2) 標章等の警察署における管理責任者は警察署長とし、取扱責任者は交通担当課長とする。

2 標章等の取扱い

(1) 管理責任者は、自署管轄で見込まれる緊急通行車両及び交通規制の対象から除外する車両の概数を把握し、標章等の必要数を確保しておくよう努めるものとする。

(2) 取扱責任者は、別記様式第9の確認標章等管理簿をその種別ごとに作成し、標章等の受け払いの状況を明らかにしておくものとする。

3 標章への記載時の留意事項

標章への記載は、黒色の油性マーカー、ボールペン等の変造ができない方法によりするものとする。

4 返納された標章等の取扱い

- (1) 管理責任者は、標章等の交付を受けた者に対し、標章等の有効期限が切れた場合は、公安委員会に返納する義務があることを指導するものとする。
- (2) 返納された標章等は、取扱責任者が立ち会い、裁断等により処分するものとする。

第6 その他

1 関係機関等への周知

各所属において、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等に関し、防災会議、ホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対してその趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図ること。

2 データの整理

別記様式第1、同第7及び同第8については、全国的なデータ集約が予定されていることから、これを念頭においた整理を行うこと。

この報告要領については、別途指示する。

別表 システムを使用して申出等を行うことができる手続

手続名	申出書等の様式の規定	交付物	交付の方法
緊急通行車両の確認に係る申出	災対法施行規則別記様式第3	標章及び証明書	対面交付
緊急通行車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出	災対法施行規則別記様式第6	標章及び証明書	対面交付
緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に係る申出	災対法施行規則別記様式第7	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の確認に係る申出	大震法施行規則別記様式第6	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出	大震法施行規則別記様式第9	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に係る申出	大震法施行規則別記様式第10	標章及び証明書	対面交付
規制除外車両の事前届出	本通達別記様式第3	除外届出済証	対面交付
規制除外車両の届出済証の再交付に係る申出	本通達別記様式第3	除外届出済証	対面交付
規制除外車両の確認に係る申出	本通達別記様式第5	標章及び証明書	対面交付

※ 災対法施行規則に定める様式を用いる上記手続については、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）の規定により読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条の規定に基づき行われる場合を含む。

緊急通行車両等通過台数集計表

日付 (/ /)

確認場所

交通検問所

時間帯	緊急通行車両の通過台数	規制除外車両の通過台数
0時台		
1時台		
2時台		
3時台		
4時台		
5時台		
6時台		
7時台		
8時台		
9時台		
10時台		
11時台		
12時台		
13時台		
14時台		
15時台		
16時台		
17時台		
18時台		
19時台		
20時台		
21時台		
22時台		
23時台		
合計		

別記様式第3

災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日		第 号 災害応急対策用 原子力災害国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 5

公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

